

平成 21 年 4 月 2 日

消費者行政推進担当大臣

野田 聖子 様

内閣総理大臣認定・適格消費者団体

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）

理事長 原 強

京都府生活協同組合連合会

会長理事 小林 智子

## 国・地方の消費者行政の充実と 消費者団体による消費者被害救済制度の充実に向けた要望書

早春の候、貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より消費者行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

### 第 1. 地方消費者行政活性化基金の活用に向けた要望

今般、政府は平成 20 年度第 2 次補正予算に、地方消費者行政の拡充・強化を目的とした国の財政支援策である「地方消費者行政活性化交付金」を盛り込みました。

「活性化交付金」（3 年間で 150 億円）は、全国の地方自治体の消費者行政予算が、この 10 年間で年額約 55 億円も減少している状況を回復させるものであり、歓迎すべきものです。これを受けて、京都府をはじめとする各都道府県において、「活性化交付金」が、地方消費者行政を真に活性化する事業に活用されることを期待しています。

私たち京都で活動する消費者団体も、京都府や府下各市町村に対して、交付金の活用を図るよう、具体的な事業提案も含めて要望をしているところです。

しかし、一方で「活性化交付金」は、既定事業や相談員等の人件費に利用できないなど、用途の制約があると指摘されています。これは活性化交付金の交付要領を硬直的に解釈した結果と考えられます。硬直した用途の制約は、地方の実情を踏まえた活性化計画が組めないという大きな問題があります。京都の消費者団体が京都府に要望した地方行政活性化事業においても、用途の制約を理由に実現が困難と指摘されています。このままでは、地方の実情にあった、地方消費者行政活性化事業が十分に行われないおそれがあります。

全国知事会は、国に対して、こうした問題の是正を求める意見を申し入れたところです。

このような状況を踏まえて、私たち京都の消費者団体も、活性化交付金が、地方の実情にあった、地方消費者行政活性化の事業にあてられ、真に住民・消費者のくらしの安心・安全の推進が実現するよう、国に対し下記の通り要望するものです。

## 記

- 1 国は「活性化交付金」による地方消費者行政活性化事業の運営については、各地方自治体がその実情にあった事業が実施できるようその自主性を尊重し、柔軟な対応を行うこと。
- 2 国は「活性化交付金」を交付する事業を認定するにあたっては、交付要綱の「地方消費生活相談窓口の充実強化等」を図る目的を過度に限定して解釈して「地方消費生活相談窓口の充実強化」に限定することなく、消費者の権利擁護に資する総合的な地方消費者行政活性化事業に充当できるようにすること。
- 3 国において「活性化交付金」が以下の事項に活用できることを確認していただくこと
  - (1) 既定事業でも、これに新たに付加される取り組み、あるいは当該地方の実情においては特に重要と考えられる取り組み、先進的な取り組みへの活用。
  - (2) 相談事業をはじめとする地方消費者行政の活性化の核となる相談員その他の人件費への充当。
  - (3) 当該地方の重要な消費者団体への支援事業に対する活用。
- 4 3年後の長期的な財源手当についても別枠で検討し実現すること。

## 第2. 消費者行政の一元化をはかる消費者庁の早期創設に向けた要望

消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、隙間なく消費者問題に取り組む消費者庁が設置されることをおおいに期待します。

ただし、現在の法案では消費者庁の活動に対する監視機能が十分ではありません。消費者庁設置法案第3章にある消費者政策委員会がこれまでの国民生活審議会と異なり、消費者目線で消費者庁の監視を行える機能を持つことが必要です。そのために、委員会の独立性、委員の身分保障、勧告や調査をする権限を付与する必要があります。

また、早期に消費者事故情報を収集してこれを情報開示することは消費者事故の予防に不可欠です。消費者安全法案12条、13条に定める消費者事故等の情報の集約については、通知や情報開示の要件を緩和して、幅広い情報の収集と開示がされる必要があります。

既に国会に提案されている消費者庁設置法案、消費者安全法案について、十分な議論をして、消費者の権利が十分に擁護される制度となるよう次のとおり要望します。

## 記

- 1 早期に国会で消費者庁設置法案，消費者安全法案の審議がおこなわれ，速やかに消費者庁が設置され，消費者行政の一元化が実現すること。
- 2 設置された消費者庁が，消費者の権利を十分に擁護する機能を発揮できるよう，上程されている法案のうち，以下の事項を検討していただくこと。
  - (1) 消費者庁設置法案第3章にある消費者政策委員会に，委員会の独立性，委員の身分保障，勧告や調査をする権限を付与して，消費者目線で消費者庁の監視を行える機能をあたえること。
  - (2) 消費者安全法案12条，13条に定める消費者事故等の情報に関する通知や情報開示の要件を緩和し，早期に消費者事故情報を幅広く収集してこれを情報開示できるようにすること。

### 第3 消費者団体による消費者被害救済制度の充実に向けた要望

内閣総理大臣が認定した適格消費者団体に事業者の不当な行為を差し止める消費者団体訴訟制度が創設され，消費者被害の拡大防止や予防に大きな成果を上げています。京都では，要望団体の一つである京都消費者契約ネットワークが適格消費者団体として全国に先駆けて差止訴訟を提訴して活動しています。

しかしながら，差止請求だけでは，将来の被害防止に役立つものの，既に発生した消費者被害を金銭的に取り戻す救済には力になりません。泣き寝入りを強いられる被害者が多くいます。この救済方法の一つとして，消費者団体訴訟制度を拡大して，消費者団体が被害者を代表して損害賠償等を行うことができる請求権を与える制度が有効です。その検討は消費者団体訴訟制度を創設したときの国会の附帯決議でも述べられています。以下のように消費者団体による消費者被害救済制度の実現を要望します。

## 記

- 1 集団的な消費者被害の救済のために，消費者団体訴訟制度を拡大して，消費者団体が被害者を代表して損害賠償等を行うことができる請求権を与える制度を早期に実現すること。

以上